

商工建設常任委員会会議録

平成18年7月25日

場 所 第5委員会室

平成18年7月25日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・平成18年7月19日～23日に係る梅雨前線豪雨に伴う被災状況について
 - ・県内高速道路の整備状況等について
-

出席委員（9人）

委員 長	黒木 覚 市
副委員 長	中野 廣 明
委員	植野 守
委員	坂口 博 美
委員	徳重 忠 夫
委員	濱砂 守
委員	横田 照 夫
委員	長友 安 弘
委員	権藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

土木部長	藤本 坦
土木部次長 （総括）	久保 哲 博
土木部次長 （道路・河川・港湾担当）	柴岡 博 明
土木部次長 （都市計画・建築担当）	河野 強
高速道対策局長	野口 宏 一
部参事兼管理課長	後藤 厚 一
用地対策課長	小野 健 一

技術検査課長	郷田 五 男
道路建設課長	荒川 孝 成
道路保全課長	黒木 勝 男
河川課長	児玉 宏 紀
ダム対策監	新田 省 策
砂防課長	児玉 幸 二
港湾課長	河野 大 樹
空港・ポート セールス対策監	立脇 政 利
都市計画課長	藤村 直 樹
公園下水道課長	富高 康 夫
建築住宅課長	江川 雅 俊
営繕課長	藤山 登
施設保全対策監	藤原 憲 一
高速道対策局次長	舟田 宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中 浩 輔
議事課主任主事	今村 左千夫

○黒木委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。本日は、高速道路の整備状況について執行部の説明・質疑、あすの高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告について協議を予定しております。どうぞよろしく願います。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

高速道路の整備状況等について説明をお願いします。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終わった後にお願いをいたします。

まず、土木部長。

○藤本土木部長 説明に先立ちまして、この7月19日から23日にかけて、集中豪雨によりまして、えびの市など県南西部におきまして大きな水害等が発生いたしております。浸水などの被害に遭われました皆様には改めてお見舞いを申し上げたいと存じます。土木部といたしましては、道路や河川などの被害状況を早急に調査しますとともに、被災箇所の復旧、再度災害の防止に向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回の災害の状況につきましては、概略を後ほど河川課長に説明をさせたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、一言御礼を申し上げます。昨日でございますが、延岡市で開催されました東九州自動車道・九州横断自動車道延岡線建設促進総決起大会におきましては、県議会から坂元議長並びに黒木委員長初め、議員の皆様多数の御出席をいただきました。大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

県内の高速道路につきましては、東九州自動車道の門川—西都間が26年度までに順次開通予定というようなことが公表されるなど、着実にその整備が進んでいるところでございます。

一方、政府・与党におきましては、道路特定財源の一般財源化につきましてはの議論がなされておりましたが、先日発表されました「骨太の

方針2006」の中ではその具体案は示されず、年末の来年度予算編成時期までに先送りをされたところでございます。このことは、さきの2月定例県議会におきます道路予算の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書の議決や、日本商工会議所会頭でもございます山口旭化成会長に御出席をいただきました道路特定財源の確保を目指したフォーラムの開催など、県議会や県民の皆様と一体となった高速道路の早期整備の必要性、道路特定財源の確保を強く訴えてきましたことの成果ではないかと考えているところでございます。

今後とも、この問題を初めといたしまして、財政状況など依然として厳しい状況が続くとは存じますが、土木部といたしまして、東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路網の早期整備に向けまして、引き続き全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様により一層の御支援、御協力をお願いいたしたいと存じます。

それでは、豪雨の被災状況につきまして河川課長に、それから、高速道路の整備状況につきまして高速道対策局長に説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○児玉河川課長 河川課でございます。

先週末の豪雨による被災状況につきまして御報告いたします。

お手元に、梅雨前線豪雨に伴う被災状況についてという資料をお配りしております。ございますでしょうか。その資料に基づきまして御説明いたします。

まず、1の気象等の概況であります。九州北部付近に停滞しておりました梅雨前線に向かって南から温かく湿った空気が流れ込みましたため、19日から23日にかけて豪雨をもたらしたも

のであります。特に、県西部のえびのの気象観測所では、19日の降り始めからの雨量が1,253ミリに達するなど、県内各地で大雨となりまして、直轄河川である川内川など12河川において警戒水位を突破いたしました。

(1) に県内の総雨量500ミリ以上の箇所を記載しております。

(2) には、今回の大雨によりまして、水防活動の目安となります警戒水位以上に達した河川を記載しております。まず、危険水位であります、これは洪水によりまして堤防の破堤等の災害や浸水被害のおそれがある水位として設定しているものでありまして、直轄管理河川であります川内川の真幸橋、本庄川の嵐田観測所の2地点で危険水位を越えております。次に、2番目の特別警戒水位であります、これは市町村長が避難勧告等を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位でありまして、先ほどの2河川に加えまして、直轄管理河川である本庄川支川の深年川の太田原橋、県管理河川の瓜田川の番所橋の観測地点、こういったところなどが特別警戒水位以上となっております。また、警戒水位以上となった河川は、大淀川下流など記載してある6河川となっております。

次に、大きな2番の被災状況についてであります。

昨日の午後3時現在のデータでございますが、(1)の河川関係では、3河川で浸水被害が発生しております。まず、川内川水系では、えびの市の向江・水流地区で床上浸水が150戸、床下浸水が131戸となっております、大きな浸水被害を受けております。大淀川水系では、宮崎市高岡町の瓜田川、都城市高崎町の木下川の2河川で合計8戸が床下浸水被害を受けております。

次に、(2)の道路関係でございますが、12路

線12カ所で全面通行どめとなっております。主な箇所としましては、国道では219号の西米良村板谷ほか1カ所で、また、県道では高鍋高岡線の国富町三名ほか9カ所におきまして全面通行どめとなっております。

最後に、砂防関係であります、小林市の岡原地区などでがけ崩れが発生しております。

なお、現在、今回の大雨によります被害状況を調査しているところでありますが、被災箇所につきましては、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○野口高速道対策局長 高速道対策局からは、県内高速道路の整備状況について御説明いたします。

お手元の方に、「県内高速道路の整備状況等について」という資料を配付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、高速道路の現状、供用状況について御説明いたします。

県内高速道路の供用延長は132キロとなっております。お手元の資料では、宮崎県40%、その後132キロと書いてございますのが供用延長でございます。内訳といたしましては、宮崎自動車道のえびのから宮崎間92キロ、東九州自動車道の西都から清武が27キロ、国道10号のバイパスとして整備されました自動車専用道路の延岡南道路が4キロ、延岡道路が8キロ、それと九州横断自動車道延岡線では国道218号のバイパスとして整備されました北方延岡道路のうち、去る2月18日に開通いたしました舞野―延岡間2キロ、合計で132キロが供用延長となるものです。県内高速道路の総計画延長は329キロでございます、供用率は供用延長割る計画延長となりまして、132割る329ということで40%となります。

九州平均、全国平均が資料のその下に書いてございますけれども、ともに63%ということで、20%以上当県の整備状況が立ちおけているという状況でございます。

次に、整備状況について御説明いたします。

初めに、整備状況の中で整備手法について御説明いたします。お手元に「東九州自動車道」というパンフレットを配付させていただいております。これを1回開いていただきますと、宮崎県の東九州自動車道の地図が縦長に表示してある面が出てまいります。1回だけ開いてください。よろしいでしょうか。今開いていただいたところの一番右側の列、中段よりやや下のところに、早期完成のための3手法のベストミックスと書いて、緑色、青色、紫色で表示した部分がございますので、そこをごらんください。

県内の高速道路整備は次の3つの手法で行っております。1番目の方法が緑色で表示させていただいております有料道路方式の整備手法でございます。旧日本道路公団の分割民営化により発足いたしました西日本高速道路株式会社が事業主体となる方式でございます。借入金により建設され、開通後の料金収入等で借入金を返済するというものです。この手法による事業中区間は、東九州自動車道の門川—西都間の59キロとなっております。2番目の手法が青で表示しております新直轄方式でございます。この手法は、公団民営化に伴い、新会社が45年以内に借入金を完済できるようにするため、平成15年度に新たに国土交通省が事業主体となって、国と地方の税負担により建設する方式が創設されたものでございます。この手法による事業中区間は、東九州自動車道の大分県境から北川の17キロメートル、清武—北郷—日南の28キロメートル、合計で45キロメートルとなっております。

第3番目の手法が紫色で表示しております高速自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道路でございます。これは国道のバイパスとして先行的に高規格の自動車専用道路を整備する手法でございます。新直轄方式と同様に、国土交通省が事業主体となって国と地方の税負担により建設されております。この手法による事業中区間は、延岡道路の北川から延岡の間12キロ、北方延岡道路の蔵田から舞野の間11キロとなっております。

以上、3つの手法のベストミックスによりまして、事業者である国土交通省並びに西日本高速道路株式会社と協力して早期完成に向けて努力しております。

次に、各路線、各区間の現状について簡単に御説明いたします。

初めに、東九州自動車道でございます。開通区間は、高速自動車国道として西都—清武間27キロが既に開通しているところでございます。あわせて、延岡南道路の延岡南—門川間が4キロ、延岡道路のうち延岡—延岡南間8キロが開通しております。

事業中区間でございますけれども、まず初めに、有料道路方式により整備が進められている区間を御説明いたします。一番左側の地図あるいは真ん中の図で表示されておりますのが緑色の部分となっております。門川—西都間59キロがこれに該当いたします。この区間は、旧日本道路公団が建設していた区間であり、昨年10月の公団民営化後、半年間は西日本高速道路株式会社が暫定的に建設を継続していたものでございます。本年2月に国土開発幹線自動車道建設会議が開催され、国土交通大臣の指定により、県が希望しましたとおり、門川—西都間は西日本高速道路株式会社が本年度以降も継続して建

設することが決定いたしました。

東九州自動車道の他県の区間で若干変更がありましたので、御説明いたします。事業主体が決まっておりますませんでした椎田一字佐間が新たに西日本高速道路株式会社の事業区間に決定いたしました。また、今まで西日本高速道路株式会社が建設しておりました佐伯一蒲江間が新直轄方式による事業区間に変更となりました。

また、3月には独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構と西日本高速道路株式会社との間の協定締結並びに国土交通大臣の事業許可があり、その中で完成予定年度が公表されております。

北から区間ごとにさらに状況を説明いたします。

門川一日向間については、現在用地買収が8割を超え、今年度は引き続き用地買収、そして工事を促進する予定になっております。完成予定年度は22年度となっております。

日向一都農間は、昨年度までに設計協議が完了し、今年度は用地測量を実施し、一部地域で用地買収に着手する予定でございます。完成予定年度は平成26年度でございます。

都農一高鍋一西都間は、用地買収が約97%に達しております。工事も各地で実施しております。特に高鍋一西都間ではほぼ全線で工事が発注済みとなっております。今年度は残る用地買収及び工事を促進してまいります。完成予定年度は、高鍋一西都間の方が先に開通いたしまして平成22年度、都農一高鍋間が平成24年度となっております。

次に、新直轄方式の区間でございます。地図では青色の点線で示しております。大分県境一北川間17キロと清武一日南間28キロがこれに該当いたします。

まず、北の大分県境一北川間でございます。昨年7月に測量の着手式が開催されました。今年度に入りまして6月に地元設計協議に入り、これが終了しましたら、引き続き用地測量に入ります。一部地域では今年度中に用地買収に着手する予定となっております。

次に、南の方に移りまして清武一北郷間でございます。昨年度設計協議がこの区間では完了いたしまして、年度末に一部用地買収に着手するとともに、工事も1件発注されたところでございます。今年度は用地買収を本格化するとともに、現地での工事着手の予定となっております。

北郷一日南間につきましては、昨年11月に中心ぐい設置式が開催され、今年度は6月に地元設計協議に入り、引き続き用地測量、用地買収に入っております。工事の着手も予定されているところでございます。

なお、新直轄方式についても有料道路方式と同様に、用地買収の一部について国から県が委託を受け、早期の整備に協力していきたいと思っております。

清武一日南間の用地買収が本格化するのに関わらず、本年4月でございますが、延岡市内にある東九州自動車道用地事務所の支所を宮崎市内に新たに開設したところでございます。

次に、紫色の点線の北川一延岡間については、一般国道の自動車専用道路として国道10号延岡道路の北川一延岡間が国土交通省の直轄事業として事業中でございます。今年度は用地買収及び工事の促進が予定されております。

なお、日南から鹿児島県境に向けましては、現在まだ基本計画のままでございます。県といたしましては、整備計画格上げに向け、関係機関へ強力に要望しているところでございます。

次に、九州横断自動車道延岡線でございます。もう一つ用意させていただいておりますパンフレットを一回開いていただきますと、地図等の資料が出てまいります。

県内区間につきましては全線基本計画区間でございます。整備計画格上げに向け、関係機関へ現在強力に要望しておるところでございます。基本計画区間ではございますが、国土交通省の直轄事業により、国道218号北方延岡道路が一般国道の自動車専用道路として先行的に現在整備をされているところでございます。

地図の方をごらんいただきたいと思っております。真ん中から少し上の中央部分に延岡付近の拡大図がございます。そちらをごらんください。北方延岡道路のうち、3工区の舞野―延岡間が本年2月18日に開通いたしました。九州横断自動車道延岡線初めての開通であり、延岡道路の開通とあわせて、昨年度は県北地域の高速時代の幕開けとなったものでございます。2工区の北方―舞野間、この区間につきましては、国土交通省のちゅくちゅくプロジェクトによりまして平成19年度の開通が公表されているところでございます。これに向けて用地買収、工事が促進されているところでございます。一番西側の区間、1工区の蔵田―北方間でございます。この区間は本年2月に都市計画決定がなされ、本年度は測量等の事業に着手の予定となっております。

もとのレジュメに戻っていただきたいと思っております。3の今後の供用予定でございます。

先ほど説明しましたとおり、東九州自動車道の門川―西都間は、本年3月に完成予定年度が西日本高速道路株式会社より先ほど説明したとおり公表されているところでございます。県といたしましては、これらの完成予定が確実とな

るよう、また、さらに1年でも1日でも早く完成できるよう、事業主体である西日本高速道路株式会社に対して要望するとともに、事業進捗のため、必要な支援協力を実施しているところでございます。また、北方延岡道路については、先ほども御説明いたしましたように、北方―舞野間が平成19年度の開通ということで公表されております。東九州自動車道の新直轄区間及び一般国道の自動車専用道路として整備されている区間、例えば、大分県境から延岡間でございますとか清武―日南間については、事業に現在着手したばかりであること、そして、建設財源でございます道路特定財源が現在議論中になっているということでございまして、開通時期については現段階ではまだ公表されていないという状況でございます。県としては、これらの区間についても、門川―西都間が開通予定でございます平成26年度を目標に完成するよう、国土交通省に要望しているところでございます。

次に、整備の課題でございます。整備の課題といたしましては、道路特定財源につきまして、そして、補償金目的の植栽行為について説明させていただきたいと思っております。

1点目の道路特定財源についてでございますけれども、今まで説明しましたとおり、県内では現在、合計で127キロの高速道路が整備中でございますが、内訳は、有料道路方式が59キロ、新直轄方式及び一般国道の自動車専用道路が68キロで、半分以上の事業中区間が国と地方の道路特定財源により建設される区間となっております。現在、国では道路特定財源の見直しについて議論されております。昨年12月、政府と与党が道路特定財源の見直しに関する基本方針をまとめ、道路特定財源の一般財源化を図ることを前提に、本年6月にまとめられる骨太方針の

歳出歳入一体改革の議論の中で具体案を得るとされておりまして。道路特定財源が一般財源化された場合、道路整備費が安定的に確保できなくなり、現在事業中の高速道路の整備がおくれること、そして、基本計画区間の整備区間への早期格上げが難しくなることが懸念されます。このため、議会の皆様には、意見書の議決や大会の開催、提言活動を初め、道路特定財源の確保に向けて御協力をいただいているところで感謝申し上げます。また、県では、知事を先頭に、市町村や経済界、女性の皆様の協力を得て、まさに県民挙げて道路特定財源確保の必要性について訴えてきたところでございます。

宮崎県の主体となるあるいは関連する活動は以下のとおりでございます。知事会関係では、ことしの5月の23日、九州地方知事会から道路整備に関する緊急アピールがなされました。東九州自動車道など九州・沖縄で今後10年以内に整備すべき道路の所要額が総額6兆円ございまして、現在の予算規模の1.3倍が必要になるというものでございまして、そのためには安定的な財源確保が必要だという内容でございます。また、5月の29日には、全国知事会から地方の道路整備と道路特定財源に関する提言も出されました。協議会関係では、6月に出来る骨太方針の議論に間に合うように、毎年夏に開催しておりました東九州自動車道並びに九州横断自動車道延岡線の建設促進地方大会を、それぞれ4月から5月にかけて前倒しをして開催いたしました。また、県内市町村では、5月19日に宮崎県道路整備促進期成同盟会の臨時総会が開催され、緊急提言を決議しました。また、5月16日には延岡市で、宮崎・大分両県と両県の商工会議所連合会の主催で、東九州自動車道建設促進大会大分・宮崎連携フォーラムが開催されま

した。この中で日本商工会議所会頭でございます山口旭化成会長を来賓に招き、開催したところでございますが、フォーラムの開催後でございますが、6月の2日には日本商工会議所から幹線道路網の早期整備に関する意見が出されまして、与党・政府要人に日本商工会議所から要望いただいたところでございます。

このように、県としては、骨太方針がまとめられる6月を目標に各種活動を実施してまいりました。全国的にもこのような声が非常に多く、7月7日に決定いたしました「骨太の方針2006」には、道路特定財源については、一般財源化を図ることを前提に早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめるとされたところであり、言いかえれば、新聞等では先送りというような表現が使われてございませぬけれども、これに向けまして、引き続き、年末を目標に道路特定財源確保に向けた活動を実施してまいりたいと思っております。

2番目の課題といたしまして、補償金目的の植栽行為でございます。いわゆる過密植栽とか密植と呼ばれているものでございます。

路線計画が公表された後、道路予定地内に通常ではあり得ない相当数の樹木が植栽されている箇所が次々と確認されております。これらは補償金を目的としたものでございまして、現在、補償を行うことが適切でない判断したものは27件に及びます。県では、このような行為をしないよう、また、このような行為を許さないという県民意識を醸成するために、広報等により周知啓発を図るとともに、植栽の関係者につきましては、自主的に撤去するように現在要請をしているところでございます。

並行いたしまして、完成予定年度を確実なものとするため、県と西日本高速道路株式会社で

は、土地収用法に基づく手続に取り組んでおるところでございます。開通が最も早い高鍋—西都間を対象にいたしまして、去る1月に手続の第一歩となる事業認定の事前説明会を開催いたしました。現在、早期に事業認定の申請をするよう事業者でございます西日本高速道路株式会社に要望しているところでございます。また、他の区間につきましても、順次この土地収用法に基づく手続に入っていく予定としております。

以上、高速道路の現状及び課題について説明いたしました。宮崎県の高速道路整備はいまだ道半ばの状況であることを御理解いただけたかと思っております。県といたしましても、県民の皆様様の期待の大きい高速道路の早期完成に向けまして努力してまいり所存でございますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御支援のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はございませんか。

○長友委員 災害関係ですけれども、災害復旧の手法と申しますか、昨年の台風のときには激甚災害等の認定を申請をしてそうなったわけがありますけれども、どういう方法でやられていくのか、定まっておればお話を伺いたいと思っております。

○児玉河川課長 まず、公共土木施設が被災したものにしましては、通常の災害復旧で対応いたしますが、そのほかに、今回えびの市内かなり浸水被害を受けておりますので、浸水対策としましては、本川は国が管理しておりますから、現在、国と県一緒に調査を進めております。国の方から聞いております話では、鹿児島県内がかなり大きな浸水被害を受けておりますので、

下流側とあわせて、えびの市内につきましても激特事業という、今、大淀川と五ヶ瀬川でやっている手法がございますが、そういったものでやれないかということで、現地調査をしながら検討するというふうに聞いております。県としましても、支川を管理しておりますので、一緒にやれないかどうか、今から現地調査をしたいと考えております。以上でございます。

○長友委員 できれば激特事業に広く認定をしていただくように進めていただければありがたいと思っております。

○榎藤委員 今、高松橋付近、これは国の事業なんです、掘削をしていて、水が出るたびに、毎日通るんですが、大丈夫なのかなと思っております。川に面した石垣がずっとあって、それよりも1メートル近く深く掘っているんですが、あれは石垣は高いまま芝を張って、例えば少年のサッカーとか何とかに使えるようにしてあると思うんですが、そういう終了後の姿等についてはわかりますか。

○児玉河川課長 申しわけございません、水際をどう最終的に処理するかというのは確認はしておりませんが、いわゆる高水敷と言いまして少年たちがグラウンドで使っていたところですね、あそこにつきましては掘り下げまして、そこに従来あったような植生を回復させてまたグラウンドとして利用するというふうに聞いております。その際に水際を一段高くするか同じ高さに落とすのかについては確認しておりませんでしたので、また調べまして御報告したいと思っております。

○榎藤委員 それから、高速道路のこととお伺いしますが、事業認定を高鍋—西都間については1月からということなんです、この間には過密植栽と言われるものが何カ所あるんでしょ

うかということと、それから、事業認定した後に、撤去しなさいという間の最短日時というんでしょうか、手続等含めて御説明をいただきたい。

○野口高速道対策局長 まず初めに、収用の対象となる補償金目的の植栽行為の数でございますけれども、先ほど宮崎県内で27カ所と御説明いたしましたけれども、一番初めに手続を進めております高鍋—西都間では4件でございます。ほかの区間についてもお話いたしますと、高鍋—西都間からいきましたので、南側からいきたいと思っておりますけれども、都農—高鍋間が10件、日向—都農間が11件、門川—日向間が1件でございます。また、別途、清武—北郷間にも1件ございまして、合計で27件になるということでございます。

次に、スケジュール的な話でございますけれども、現在、西日本高速道路株式会社の方から国土交通省に対しまして……、まず初めに土地収用法の流れを簡単に御説明させていただきたいと思っておりますけれども、土地収用法の流れの中の一番初めになりますのは、事業認定という手続が必要になっております。これは事業の適格性、必要性、あるいは計画の妥当性等を判断するというものでございまして、その事業認定を行うものは国土交通大臣というような形になっておりまして、その申請の手続の今直前になっておりまして、現在、西日本高速道路株式会社が国土交通省の方と事前の協議の最終段階に入っているということを聞いてございます。その申請が行われまして、申請書の公告縦覧等必要な措置が行われまして、申請後およそ通常でございますと3カ月以内に事業認定の告示がなされるというような予定になっております。事業認定の次のステップが、収用委員会の手続

がございます。これは西日本高速道路株式会社が起業者でございまして、ここから県の収用委員会の方に採決申請並びに明け渡し採決の申し立てが行われるという形になりますけれども、それまでの間、事業認定の告示が終わりまして収用委員会の手続に入りますまで、いろいろ必要な書類の作成をしなくてはなりませんけれども、これが通常6カ月程度かかるというような形になっております。その後、収用委員会の手続の方に入っていきますと、必要な審理等を行いまして採決が行われるというような予定になっております。

ちなみに、高鍋—西都間については、先ほど完成予定年度が平成22年度というようにお話しさせていただきましたが、一応土地収用法に基づく手続にかかる時間については見込んで平成22年度ということで完成予定年度が公表してあるというお話を西日本高速道路株式会社の方から伺っております。以上でございます。

○権藤委員 よくわかりました。それで要望ですけど、以前にも本会議の質問等でも申し上げておりますが、こういう手続的なことでおくれるということは県民世論から許されんだろうということですので、直接的には西日本高速道路株式会社にあるにしても、一体となって遺漏のないようお願いしたいなということを要望しておきます。

○中野副委員長 2つだけ要望をお願いします。

1つは、きのう私、災害場所を見に行っただけです。西都—綾線というやつかな、去年、災害で崩れて復旧工事ができ上がったばかりのところ、同じところがまた崩れたわけです。集落の人たちは手抜き工事じゃないかとか何とかという話でしたけど、原形復旧という災害工事方法はわかりますけど、やっぱり原因をしっかりと

突きとめてしないと、できたばかりのところ、全く同じところですよ、八代の。ぜひ早急の対策をお願いしたいと思います。

それから、高速道路、いろいろ計画が出てきていますけれども、期間的とかそういうやつは出てきているんですけど、いわゆる財源がどれぐらい要って、県の持ち出しがどれぐらい要るのかと、そういうのが全然まだわからない、聞いたことないんですよ。ぜひわかる範囲でいいですから、できたら、西都から北浦までのトータル工事高と財源内訳、県がどれぐらいと。それをお願いしたいと思います。以上です。

○黒木委員長 先ほど権藤委員の質問の中に、どれぐらい過密植栽の分が時間的にかかるのかと。今、半年ぐらいと。その後、相手側が裁判に持ち込んだ場合、そうなるともうちょっと長くなる可能性も考えられるわけですね。そこ辺はどうなんでしょうかね。

○野口高速道対策局長 ちょっと先ほどの説明で舌足らずのところございましたけれども、まず初めに、事業認定の手続で3カ月かかりまして、その後、書類の準備で6カ月かかり、その後、収用委員会の方に申請がされまして、収用委員会で必要な処理が行われると。それにはまだかなりの時間がかかってくるというようなこととございます。今、裁判のお話、委員長の方からございましたけれども、そういう懸念もされるわけとございまして、私どもの方でも法的な、憲法とか民法の理論まで含めましていろいろ現在検討させていただいているところで、その辺しっかり対応できるような体制をつくっていきたいと思っております。

○横田委員 河川の中に結構ヨシがいっぱい生えていて、ヨシを刈っていただきたいという要望とかをしたときに、河川浄化とか考えたとき

にあった方がいいんだというような説明を受けたことがあるんですけど、災害を考えたときに、やっぱり水の流れを阻害する大きな要因になっていると思うんですね。減災とかを考えたときにヨシとかをどうするかという考え方がその後どうなったかということ、考え方を聞かせたいんですけど。

○児玉河川課長 よくそういう要望があるんですが、河川内にかなり植物が繁茂しますと、それが流水を阻害するという部分、確かにあると思いますけれども、洪水のときはそれはなぎ倒されて流れるというのがありますので、むしろヨシ等が生えていることによりまして、それが原因で土砂が堆積しやすくなるという部分はあるかと思っておりますから、ある程度土砂が堆積しますと、そのことによって流水を阻害しますので、そういった場合には、土砂の掘削に合わせてヨシ等も当然切り払うということになるかと思いますが、ただ単にヨシだけが繁茂しているだけであれば、若干は影響あると思いますが、大きな影響にはならないと思っておりますので、洪水の流れに対してはですね。その場合には浄化といいますか、これはどちらかというところ、土の中の栄養分を吸収することによる富栄養化を防ぐとかいったような浄化の効果はあると思いますので、それとか、動植物のすみかになるという部分もあるかと思っておりますから、ただヨシが生えているだけの場合には河川管理者としては切ることはしないと。ただし、それが原因でかなり土砂が堆積するようになれば、あわせて掘削もやるということで今のところは考えております。以上でございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 そのほかなければ、以上をもつ

て土木部を終了いたします。執行部の皆さん、大変御苦勞さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前10時44分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

あす午後から開催されます高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告についてであります。

6月の委員会で申し上げましたが、本期成同盟会は当委員会が主体となって活動しております、活動報告を商工建設常任委員長が行うことになっております。お手元にあすの総会資料と委員長報告案を配付しておりますが、委員長報告は総会資料3ページから10ページの平成17年度事業報告をまとめたものであります。あすの期成同盟会総会における委員長報告について、このとおり行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、県外調査についてであります。現在、調査先との日程調整を行っておりますので、予定が確定次第、日程表をお送りしたいと思います。なお、日程は、当初の予定どおり、8月の28日（月）から31日（木）で実施したいと考えておりますので、御参加をいただきますようよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

午前10時49分閉会